

令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会

第1回権利擁護専門部会 要点記録

- 1 日時 令和元年7月16日(火) 午後6時30分～8時00分
- 2 場所 文京区民センター3階 3C会議室
- 3 出席者：松下功一(部会長)・新堀季之(副部会長)・藤枝洋介・安達勇二・浦崎寛泰  
箱石まみ・安田剛一・山口恵子・久米佳江・平石進  
欠席者：高山直樹(協議会会長)・美濃口和之・杉浦幸介・岡村健介・渋谷尚希・加藤たか子

4 次第

1 開会

- (1) 委員自己紹介
- (2) 部会長の互選、副部会長の指名

松下部会長 承認

松下部会長より新堀副部会長が推薦され承認

2 議題

- (1) これまでの取り組みと今年度の運営について
- (2) これまでに抽出した課題やニーズからの現状把握、現状分析、課題の整理について
- (3) その他

5 配付資料

- ・開催次第
- ・委員名簿 【資料第1号】
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱 【資料第2号】
- ・3年間の部会での成年後見制度に関する意見のまとめ 【資料第3号】
- ・平成28年度～平成30年度権利擁護専門部会 報告書 【資料第4号】
- ・令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 下命事項について 【資料第5号】
- ・令和元年度 文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会の運営について  
【資料第6号】
- ・平成30年度権利擁護専門部会要点記録 【資料第7号】
- ・地域自立支援協議会交流会チラシ 【資料第8号】
- ・地域自立支援協議会交流会参加申込書 【資料第9号】

## 6 意見等

### 議題

(1) これまでの取り組みと今年度の運営について

【資料第3号】【資料第4号】【資料第5号】【資料第6号】 新堀副部長より説明

○就労支援専門部会、相談支援専門部会、権利擁護専門部会の下命事項が統一され、それぞれの部会が方向性を確認し合うイメージではないかと感じられた。

○難しい報告書を当事者の方や地域の方にわかりやすく伝えることを目標に掲げて良いと思う。

○コア会議のスケジュールに合わせて次回の日程調整をしていくとスムーズではないか。

(2) これまでに抽出した課題やニーズからの現状把握、現状分析、課題の整理について

意思決定（選挙を事例に）と成年後見に焦点をあて、昨年度まで議論した内容について松下部長より説明

○また選挙があるが、今回もリアン文京さんで投票支援をしているのだろうか。

→投票支援は実施していると思われる。ただ、投票会場が変更となってから場所がわかり難いとの声が多く、区の運営側の反省点が多かったとの話を聞いている。今度の選挙会場も場所がわかり難い会場であるため、前回の反省点がどう活かされるのかと様子を見ていきたい。

○親の会の勉強会に参加した際、親として成年後見制度で問題と感じていたことが、取り上げられていて、これからどうしていくかにつながっていけばと感じた。

○別のところでは後見人を必要な時だけ（期限付き）で選任できないかとの議論もあると聞いている。

→現在は専門職後見人の数が親族後見人の数を大きく上回る状況となっている。これまでは預貯金などの資産が高額な人には、専門職後見人が選任されることがほとんどであったが、現在は後見制度支援信託を利用し資産が高額であっても親族後見人が選任されるような流れに変化しつつある。ただ、報酬額の改定や任期付きの後見人選任は法律が変わっていないため実施されていない。今のところ一度選任された後見人を解任させるのはなかなか難しい状況。

○身の周りにいらっしゃる障害者の方は、自身の両親が亡くなった後どうやって生活していくか悩んでいる。その方たちが相談できる窓口をもっと増やしていけたら良いと思う。

○選挙の投票行動支援は大切であると感じる。自身に投票能力があるということを当事者や親族にいかにかわかってもらうのか、周知の方法が大切。

○成年後見制度や福祉サービスなどの情報提供をするタイミングがいつなのか迷うことがよくある。

○狛江市の投票をサポートするDVDはわかりやすかった。狛江市の選挙管理委員会が力を入れていたからだと思う。文京区の選挙管理委員会の職員からも取り組みについて話を聞いてみたい。

○支援者側が後見人に過度に期待されることがよくあるように感じられる。成年後見制度の利用促進が言われているが、何でも後見人にやってもらうという傾向にならないか不安も感じている。後見人が選任されたからといって問題をすべて解決できるわけではない。

○後見人が選任されることで支援者が離れてしまうこともある。後見人が選任されたとしても支援者が離れずに生活支援のサポートをより充実していけたら良いと感じている。

- 福祉サービスが充実するかどうかは後見人が選任されているかいないかで大きく変わってくる。
- 親と同じ目線で後見人がサポートできるかといわれると限界はある。
- 確かに後見人が選任されることで安心する面はある。
- 地域福祉権利擁護事業は成年後見制度を利用される前の段階の判断能力の方が対象。いきなり成年後見制度の利用では抵抗を感じてしまう方も多いと思われるため、もっと前段階でいろいろな福祉サービスを利用できるよう介入していけたらと思う。
- 地域福祉権利擁護事業も高齢の方の利用が多い。障害のある方とももっと関りを深めていきたい。
- 成年後見制度の内容がわかりにくい。誰でもある程度は理解できるくらいわかりやすくなればと感じる。
- 後見人もサポートする上で悩んでいることが多い。後見人への定期的なサポートが行えるようなものがあってほしい。
- 後見人に対するサポートも部会で話し合っていけたらと思う。
- 当たり前と思われていることが当たり前にはできない人も多い。生きづらさ、社会参加のしづらさについての情報をどう収集し、どう発信していくかが課題であると感じる。

・今回議論していただいた内容も踏まえた報告書を作成後、委員の皆さんに確認していただき 9 月の協議会に提出していく。

### (3) その他

【資料第 8 号】【資料第 9 号】について事務局より説明

- ・次回開催については協議会の結果をみて内容・日時を検討する。